

○ 数量単価の改正案

単位 { 小麦・はだか麦：円/60kg
二条大麦・六条大麦：円/50kg

特定対象農産物の種類		品質区分別数量単価							
		1等				2等			
		A	B	C	D	A	B	C	D
小麦	パン・中華麵用品種以外の小麦	6,410	5,910	5,760	5,700	5,250	4,750	4,600	4,540
	パン・中華麵用品種の小麦	8,960	8,460	8,310	8,250	7,800	7,300	7,150	7,090
	二条大麦	5,190	4,770	4,650	4,600	4,330	3,910	3,780	3,730
	六条大麦	5,860	5,440	5,310	5,260	4,830	4,410	4,290	4,240
	はだか麦	7,650	7,150	7,000	6,910	6,080	5,580	5,430	5,350

注1：品質区分は、たんぱく質の含有率その他の事項により定める。

注2：この表において1等及び2等とは、それぞれ農産物規格規程（平成13年農林水産省告示第244号）において麦に係る品位の等級として定められているものをいう。

注3：この表においてA、B、C及びDとは、以下の評価項目に応じ、それぞれ以下の要件を満たしたものとす。

（評価項目）

- ① 小麦：たんぱく質、灰分、容積重及びフォーリングナンバーの4つ（ただし、醸造用については、たんぱく質3項目及び容積重の4つ）
- ② 二条大麦：容積重、細麦率、白度及び正常粒率の4つ（ただし、麦茶の製造用については、たんぱく質3項目及び細麦率の4つ）
- ③ 六条大麦及びはだか麦：容積重、細麦率、白度及び硝子率の4つ（ただし、麦茶の製造用については、たんぱく質3項目及び細麦率の4つ）

A：3つ以上の評価項目について基準値を満たし、かつ、全ての評価項目について許容値を満たすもの

B：2つの評価項目について基準値を満たし、かつ、全ての評価項目について許容値を満たすもの

C：1つの評価項目について基準値を満たし、かつ、全ての評価項目について許容値を満たすもの又は2つ以上の評価項目について基準値を満たし、かつ、いずれかの評価項目について許容値を満たしていないもの

D：A、B及びCのいずれにも該当しないもの

注4：この表において「パン・中華麵用品種」とは、平成18年8月7日農林水産省告示第1110号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第9条の農林水産大臣が定める規格及び同令第11条第1項第1号の農林水産大臣が定める規格を定める件）1の表備考1に規定するパン・中華麵用品種をいう。

単位：円/60kg

特定対象農産物の種類	品質区分別数量単価			
	普通大豆1等	普通大豆2等	普通大豆3等	特定加工用大豆
大豆	12,520	11,830	11,150	10,470

注1：品質区分は、整粒の割合その他の事項により定める。

注2：この表において、「特定加工用大豆」とは、農産物規格規程で定める特定加工用大豆をいう。

単位：円/t

特定対象農産物の種類	品質区分別数量単価		
	← 基準値より高い (0.1度ごと)	基準値 (16.3度)	基準値より低い → (0.1度ごと)
てん菜	+62	7,260	▲62

注：品質区分は、糖度により定め、糖度16.3度を数量単価の基準値とし、基準値から0.1度上回ることにより当該基準値の単価に62円を加算し、又は基準値から0.1度下回ることにより当該基準値の単価から62円を控除して得た額を当該品質の金額とする。

単位：円/t

特定対象農産物の種類	品質区分別数量単価		
	← 基準値より高い (0.1%ごと)	基準値 (19.5%)	基準値より低い → (0.1%ごと)
でん粉の製造の用に供するばれいしょ	+64	12,840	▲64

注：品質区分は、でん粉の含有率により定め、でん粉の含有率19.5%を数量単価の基準値とし、基準値から0.1%上回ることにより当該基準値の単価に64円を加算し、又は基準値から0.1%下回ることにより当該基準値の単価から64円を控除して得た額を当該品質の金額とする。

(参考資料)

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案（概要）

平成26年3月
農林水産省

1 趣旨

農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）を踏まえ、地域の多様な担い手を確保するとともに、麦・大豆等の生産拡大を図る観点から、経営所得安定対策の見直しを行う。

2 改正の概要

（1）対象農業者に係る要件の見直し（第2条第4項）

生産条件不利補正交付金（ゲタ対策）及び収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）の対象農業者について、

- ① 面積規模要件を設けないこととするとともに、
- ② 認定農業者及び集落営農に加えて、認定新規就農者（※）を対象に追加する。

※ 新規就農者であって、農業経営基盤強化促進法に基づき、青年等就農計画を作成して市町村の認定を受けた者。

（2）生産条件不利補正交付金（ゲタ対策）の交付基準の変更（第3条第1項、第2項及び第4項）

生産条件不利補正交付金（ゲタ対策）について、数量払を基本とし、面積払をその内金とする方式に変更する。（従来は、過去実績面積払と数量払の併用）

（3）対象農産物の定義の明確化（第2条第2項及び第3項）

生産条件不利補正交付金（ゲタ対策）の対象農産物として政令でそば・なたねを追加指定し得るよう、生産条件不利補正交付金（ゲタ対策）及び収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）の対象農産物の定義規定の整備を行う。

3 施行期日

この法律は、平成27年4月1日から施行し、平成27年産の対象農産物から適用する。

生産条件不利補正交付金(ゲタ対策)

諸外国との生産条件の格差により不利がある農産物について、生産コストと販売額の差に相当する額を直接交付

【現行法】

【交付対象者】

認定農業者、集落営農のうち一定規模以上の者
〔 都府県 4ha、北海道10ha、集落営農20ha以上等市町村特認あり 〕
※ 23年産からは、予算措置により、全ての販売農家、集落営農を対象に実施

【支援の内容】

- ① 過去の生産面積に応じて交付する面積払(7割)と
 - ② 当年の品質及び生産量に応じて交付する数量払(3割)の併用
- ※ 23年産からは、予算措置により、数量払を基本に、面積払を内金として支払い

【対象品目】

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ
※ 23年産からは、予算措置により、そば、なたねも支援

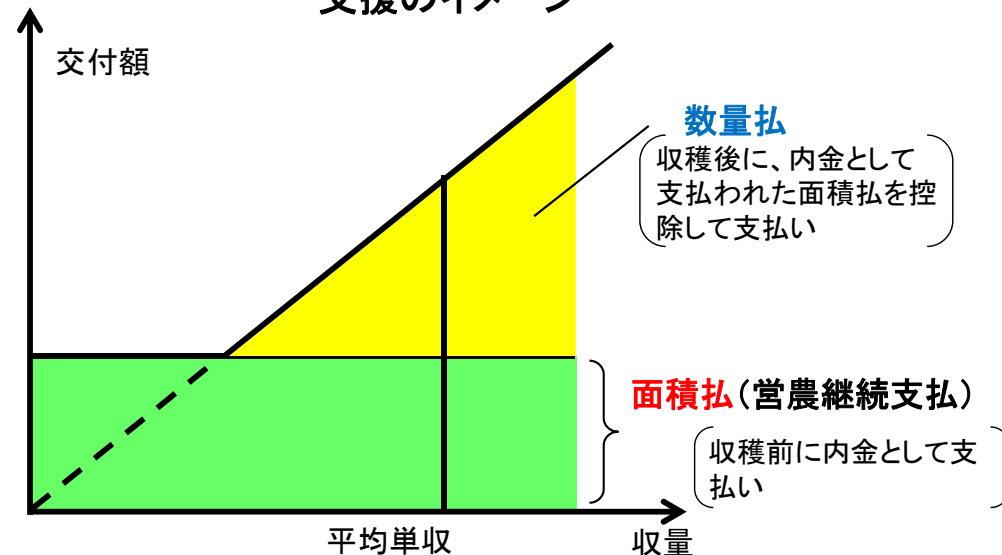
【見直し後(27年産から改正法を適用)】

認定農業者、集落営農、認定新規就農者を対象に実施する予定(いずれも規模要件は課さない) 【第2条第4項】
※ 26年産は、予算措置により、全ての販売農家、集落営農を対象に実施

- ① 当年の品質及び生産量に応じて交付する数量払を基本。
 - ② 当年産の作付面積に応じて交付する面積払(営農継続支払)を収穫前に数量払の内金として支払い
- ※ 26年産も、予算措置により、同様の措置 【第3条第1項、第2項及び第4項】

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね
※ 26年産も、予算措置により、同様の措置 【第2条第2項】

支援のイメージ



収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

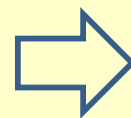
収入減少による農業経営への影響を緩和し、安定的な農業経営ができるようにするための農業者拠出に基づくセーフティーネット

【現行法】

【見直し後】

【交付対象者】

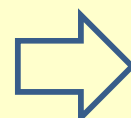
認定農業者※1、集落営農のうち一定規模以上の者
(都府県 4ha、北海道10ha、集落営農20ha以上等
市町村特認あり)



27年産から、**認定農業者※1、集落営農、認定新規就農者※2**を対象に実施する予定
(いずれも**規模要件は課さない**) 【第2条第4項】

【支援の内容】

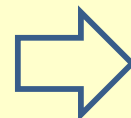
- ・当年産の販売収入の合計(作物ごとの収支の合算)が標準的収入を下回った場合に、**減収額の9割を補てん**(都道府県等地域別)
- ・対策加入者はあらかじめ一定額の**積立金を拠出**(「農業者1:国3」の割合)



変更なし

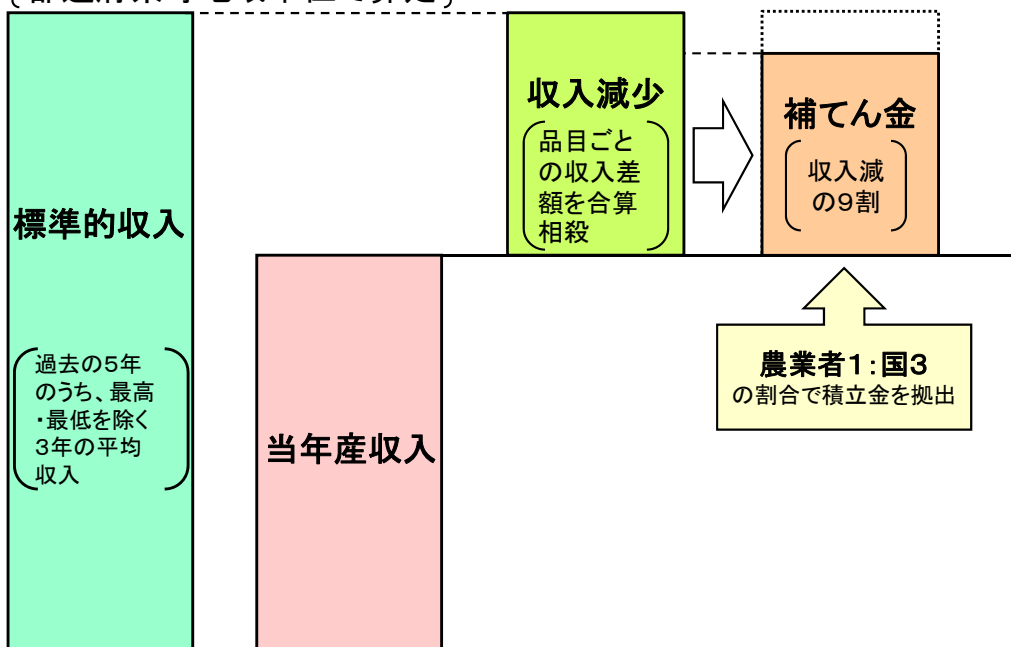
【対象品目】

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ



変更なし

(都道府県等地域単位で算定)



※1 認定農業者とは

農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が設定した農業経営の目標(所得目標等)の達成に向けて、今後5年間における自らの経営拡大や効率化等を内容とする「農業経営改善計画」を作成し、市町村から認定された農業者。

※2 認定新規就農者とは

農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が設定した新規就農者の農業経営の目標の達成に向けて、今後5年間における自らの取組を内容とする「青年等就農計画」を作成し、市町村から認定された新規就農者。